

博士論文審査要旨

溝入茂氏論文題目

「明治前期の廃棄物規制と『汚物掃除法』の成立」

早稲田大学
大学院政治学研究科

論文の構成

本論文「明治前期の廃棄物規制と『汚物掃除法』の成立」は、学位請求論文であるが、A4版で本文91頁、参考文献4頁、資料11頁から構成されており、総106頁に及ぶ。本論文は明治前半期の廃棄物規制について主に汚物掃除法の成立に至る過程を分析・考察する研究であり、その構成を列挙すれば、以下の通りである。

はじめに

- 1 汚物掃除法とはどういう法律か
- 2 明治前期の廃棄物規制
 - 2 - 1 公共空間の管理の視点 - 道路清掃 -
 - 2 - 2 伝染病予防に関連した廃棄物規制
 - 2 - 3 汚物掃除法以前の汚物掃除規則
- 3 明治前期のごみ処事情
 - 3 - 1 ごみ量の推計
 - 3 - 2 大都市における汚物掃除の状況
- 4 イギリス公衆衛生法における廃棄物規制
 - 4 - 1 明治洋学事情 - とりわけ、公衆衛生、廃棄物に関して
 - 4 - 2 イギリス公衆衛生法令の中の廃棄物関係規制の変遷
- 5 中央衛生会と汚物処理法
 - 5 - 1 中央衛生会
 - 5 - 2 伝染病予防法、海港検疫法の場合
 - 5 - 3 下水道法、汚物掃除法の場合

おわりに

参考文献目録

- 資料：1 汚物掃除法 明治33年法律第31号
2 汚物掃除法施行規則 明治33年内務省令第5号
3 塵芥汚物掃除法案 明治29年12月24日 中央衛生会諮詢
4 汚物掃除法案 明治30年2月22日 中央衛生会具申

論文の概要

申請者は、本論文において、わが国最初の廃棄物に関する法律「汚物掃除法」がどの様にして成立したかを分析し、その解明が現代日本の廃棄物行政にとっても有意義なことであることを主張しようとしている。申請者によれば、医事衛生にかかる法律は明治の半ばまでに、医事、薬事、公衆衛生の各分野で整備されていき、廃棄物についても尿処理、下水道と一体で整えられた。しかし、廃棄物処理は社会の静脈を形

作る重要な事柄にもかかわらず、それが社会システムに組み込まれる過程についてはほとんど研究されていないのが現状である。申請者は、汚物掃除法とはどのような法律であり、それがどのようにして19世紀の最後の年に成立したかを明らかにしたいというところから出発している。

本論文は、明治前半期に焦点を絞っているが、申請者は既に明治以後の日本の廃棄物処理の大きな流れを『ごみの百年史』に、19世紀後半から20世紀初頭にかけて欧米で急速に発展し、遂にはごみ発電を実現させた廃棄物処理技術の発達の全容を『近代ごみ処理の風景』にとりまとめ出版している。本論文はそれらに対する各論に相当するものであるが、わが国の廃棄物行政の黎明を明らかにするものである。論文では第一次資料を中心に、内務省の文書、各地方の文書についてはすべて文書番号、発日を確認の上引用されている。

はじめに

ここでは、問題の所在が明らかにされている。明治33年、日本で最初の廃棄物の法律である汚物掃除法が成立した。背景にはコレラに代表される感染症に対する予防対策がある。当時の衛生関係の法律は、まず中央衛生会に諮詢され、そこで審議されて内務大臣に具申され、内閣が帝国議会に提案する仕組みであった。明治30年頃相次いで提出された伝染病予防にかかる法律、伝染病予防法、海港検疫法、下水道法、汚物掃除法はいずれもこの流れに沿って成立した。しかしながら、汚物掃除法は30年に一度諮詢・具申されたあと2年半もの間放置され、32年になって再び諮詢・具申されるという異例な経路をたどって、33年ようやく成立した。しかもその間に名称も「塵芥汚物掃除法」「汚物掃除法」、「下水法」「下水道法」と変わっている。汚物掃除法成立の裏側に何があったのか、汚物掃除法の成立事情を明らかにするとして、以下の本題につなげている。

1 汚物掃除法とはどういう法律か

この章では、汚物掃除法の構成について論じている。汚物掃除法は要約すると、次の3点になる。汚物掃除の第1義務者、第2義務者を定める。第2義務者の第1義務者に対する監督機関及び監督方法を定める。第1義務者が義務を怠ったときの第2義務者の権限を定める。さらに、汚物を塵芥、屎尿等と定め、蒐集した汚物の処分は市の義務としたうえで、処分に伴って発生する収入は市に帰属するとした。汚物掃除法は市が行う汚物処理の義務事項を体系化して示したが、二つの事項については猶予規定を設けた。その一つは塵芥の焼却義務である。塵芥の処分方法として焼却は最も好ましい手段であるが、多額の経費を要する。そのため、塵芥焼却に要する市の経費負担を回避するため、当分の間焼却義務は外された。今ひとつがし尿処分とそれに伴う収益の帰属の条項である。し尿は農業肥料としての需要が高く、その売却は都

市住民にとって貴重な収入源であったことから、し尿の市による蒐集・処分は当面猶予することとし、し尿の処分とその売却代金をそのまま住民に残して住民の反発を解消した。申請者は、このし尿の猶予条項こそが、汚物掃除法の成立が迷走した最大の原因であるとして、以後の論旨を展開している。

2 明治前期の廃棄物規制

この章では明治前期、汚物掃除法制定以前にはどのような廃棄物の規制が行われていたかを明らかにしている。明治に入ってから廃棄物に関する規程は道路清掃から始まる。時代の節目に伴う社会秩序の混乱からおこった公共空間の不都合に対処するため、まず明治5年に太政官布告「道路掃除」が定められ、その後19年になって道路掃除、街頭便所、下水に関する全国統一規定「街路取締規則標準」が示される。この中では街路の掃除は規定されたが、掃除後の塵芥処分に関する規程はなく、ごみに対する市町村の責務範囲も明らかにされなかった。道路掃除はあくまで道路維持のための管理行為であり、したがってこれが発展して廃棄物処理システムを構築するということにはならなかった。

道路掃除以外では、明治5年に東京府で最初に施行され、以後各地で制定された「違式註違条例」のなかで、ごみの溝渠や道路への投棄を禁止する条項が規定されたが、この条文自体が生活一般のルールを表記であり、いわば道德の体系化であったので、ここから廃棄物処理システムが派生することはなかった。

廃棄物に大きな影響を与えたのは伝染病予防対策である。明治期は人と物の交流が活発化し、それに付随して様々な伝染病が流行した。コレラの大流行があった明治10年、内務省はコレラに関する最初の対策指針を公布し、その中に清潔に関する注意を加えた。12年になって「虎列刺病予防仮規則」が公布され、以後予防心得は何度も改訂、公布される。その間、流行の激しさに見合う対策の有効性をめぐって、衛生行政は衛生自治と衛生警察の間を揺れ動くが、予防対策の手段としての廃棄物規定はほとんど変わることなく条文中に含まれていた。予防心得は23年になって伝染病予防法施行前の最後の改訂を行い、それまでの単なる対策マニュアルの記述内容にとどまらず、上下水道等の衛生インフラ整備の必要性を説く内容に変貌した。そして28年に出された内務省訓令では、地域内を清潔に保つ事はその市町村の責任である事が示され、清潔法は市町村が責任をもって地域に相応しい方法で行うとして、ここに廃棄物についての自治体の責任体制が確立した。

コレラ予防対策の一部でなく、独立した形で出された廃棄物に関する規定をみると、最初は明治10年の内務省達である。次が19年に発せられた訓令869号である。訓令では、衛生対策は“一時姑息の方法”ではなく、相当の方法を設けて汚水疏通、し尿排除、塵芥掃除を行うことを求めた。この明治10年の達から19年の訓令までの間に地方においてごみに関する様々な規則が制定され、個人と自治体の役割分担、費用負担等が明確化していった。また、芥溜、芥箱の構造、塵芥投棄場の構造とその設置方法等の具体的な事柄も整備され、20年には山口県と神奈川県で汚物の定義を

含む規則が公布された。そのなかでは尿尿も汚物として定義され、後の汚物掃除法の適用範囲と同じ概念が示された。

3 明治前期のごみ処事情

この章では、ほとんど記録がない明治前期のごみ量について、東京市が行った「神田区市街衛生上実地調査」をとりあげて論じている。ごみ尿尿の全国統計が公表されるのは33年の汚物掃除法施行以降である。明治前半期で唯一残る統計が明治17年12月に公表された東京市神田区の衛生調査である。申請者はこの調査について、し尿に関する項目の統計値をもとに十分に信頼性が確保されているとした上で、詳細を検討している。それによると、神田区での1人1日あたりのごみ量は29gと算出される。明治33年以降の統計では日本の都市における標準的なごみ排出量は1人1日300gほどで、この値は大正期に入っても大きくは変わらない。この値をもとにあらためて17年の神田区衛生調査の数値を検討した結果、統計書の作成途中で量を表す単位の「荷」と「貫」の取り違いがおこり、その結果ごみ量が1/10の量に間違っただけで記載されたとするのが最も合理的と考えられる結論を得た。このことを加味すると、17年の神田区のごみ発生量は1人1日あたり287gとなり、明治大正期の日本の大都市におけるごみ排出量は1人1日あたり約300gであったという結論になる。この膨大な量のごみ処理をめぐる、東京大阪等の大都市では、収集が順調に進まない等の多くの問題を抱えていた。

4 イギリス公衆衛生法における廃棄物規制

この章では、同時代のイギリスにおける衛生法規を取り上げている。明治以降の日本は外国知識を非常な速さで吸収していったが、医事衛生の分野で最も注目した国はイギリスであった。イギリスは制度面でも技術面でも当時の衛生分野の最先端にあった。その認識のゆえか、Public Health Act, 1875 がいち早く1883年に「英国衛生条例全」の表題で民間から出版され、また Metropolis Management Act, 1855 が永井久一郎の手で部分訳され大日本私立衛生会雑誌に掲載された。申請者はこの二つの法律以外にリバプール衛生法1846、公衆衛生法1848、公衆衛生法改正(案)1855、ロンドン公衆衛生法1891の中の廃棄物関連条項を訳し、それぞれの法がその中で廃棄物について表現した単語の変遷を示すとともに、いずれの法令にも市によるごみ、し尿の収集・売却とそれに伴う収入の市への帰属条項がおかれていたことを明らかにしている。19世紀は、イギリスにおいてもごみし尿が農業肥料としての市場価値を有しており、それゆえに収益に関する条項がどの法規にも盛り込まれていたのである。このことがわが国の汚物掃除法制定にどう影響したかは次の章で論じられている。

5 中央衛生会と汚物掃除法

この章では、中央衛生会の役割を述べつつ、汚物掃除法がどのような変遷を経て成立

したかという、本論文の主要テーマが論じられている。中央衛生会は明治12年、コレラ対策としての船舶検疫を審議するために臨時の機関として設置され、同年12月には内務省常設の組織となって、衛生関係の法案はすべて最初に中央衛生会に諮詢される仕組みができあがった。委員は公衆衛生に関する医家を中心に、内務省衛生局長、警察関係者、後には化学、薬学、獣医学の専門家も加わって、医事に関する事柄を審議するに相応しい陣容になっていた。防疫に関係する法案のうち、伝染病予防法、海港検疫法は、中央衛生会に諮詢、審議という経過を経てごく短い期間のうちに法律として成立、公布された。

汚物掃除法はそれに対し遙かに複雑な経路をとる。最初の案、塵芥汚物掃除法案は29年12月に諮詢された。その主な内容は、市町村、私人の義務、費用の義務者負担、塵芥より発生した収入の市町村への帰属等である。塵芥の蒐集を自治体の義務とし、その売却に伴う収益は自治体に帰属するとした。この条項はイギリスにあるものと同じであるが、それまでの日本ではどの市町村の規則にもなかったものである。

法案は諮詢のあと調査委員により審議されたが、同時期に同一委員により下水法案が審議されていたため両法が再編され、下水法案は主として大都市を対象とする仕組みとし、それから外れた中小都市の地先下水に関する規程は塵芥汚物掃除法案に組み込むことになった。その結果名称も変更され、あらためて汚物掃除法案全45条として再編された。この組み直しの際、市が蒐集処分する対象は当初案にある塵芥や公共便所のし尿だけでなく、一般家庭のし尿も含まれることになった。そのため当然に、一般家庭のし尿の売却による収益も市に帰属することとなった。従前ひろく行われていた、し尿の売却益は住民の収入という図式が崩れたのである。これについては中央衛生会の審議で、住民の利益が損なわれるとの意見が出たが、少数で否決され、再編案はほぼ原案に沿って30年3月、内務大臣に具申された。しかしこの案は帝国議会には提案されなかった。汚物掃除法とセットとなっている下水法案もまた提案されなかった。

32年9月、再度従前と異なる汚物掃除法案が新たに中央衛生会に提出され、この新しい案と下水法案が内務大臣への具申後、帝国議会に提案された。議会ではそれぞれ審議され、下水法案についてはその名称が誤解を招くという意見により「下水道法」案に変更され、それ以外では大きな変更もなく可決された。これに対し汚物掃除法案では重要な議論がなされた。汚物のうちし尿の蒐集について市が義務を負うのは当然であるが、これまでの経緯もあることから、し尿の市による直接蒐集は当分の間猶予し、これにより住民の収入減を回避することが要望され、政府委員からその措置をとることが確認された。ここに、中央衛生会が明治30年に行った具申の内容が否定され、当時の少数意見＝住民の利益を損なわない措置を行うという内容が復活したのである。最初の具申後の2年半の空白は、否定された少数意見の復活のための期間だったのである。公衆衛生医家を中心とした中央衛生会が掲げた衛生の原則と現実の政策形成とのせめぎ合い、別の表現を使うと、あるべき理想像と現実との妥協のための期

間がこの2年半だったのである。

議会で確認された猶予事項は、法公布後定められた施行規則の中で明文化された。

往時、日本では糞尿は貴重な肥料であると同時に、都市住民には貴重な収入源だった。この現実を認めながら公衆衛生の原則を確立すること、つまり2つの原則の適正な妥協のための時間の確保、汚物掃除法の成立が遅れた理由はここにあった。この章では、2つの原則がブレークダウンしていく過程を汚物掃除法成立の核心として明らかにした。

おわりに

申請者は、汚物掃除法の今日的意義とは何か。それを考えるうえでのヒントが汚物掃除法成立の複雑な過程の中にあるとする。汚物掃除法の裏側には、衛生原則の貫徹（ごみし尿の自治体による処理処分）とし尿売却益の確保（し尿の自由処分）の2つの原則のせめぎあいがあった。そして、妥協点として示されたのが衛生原則の直截な実施ではなく、住民の利益の一定の確保であった。

現代のごみ問題は当時に比べはるかに巨大化し複雑化する一方、資源、有害物等の新たな概念も加わり、その対策をめぐる様々な原則論が唱えられている。一つの原則の実施が次の混乱を生まないために、ごみ処理の制度がどの様に始まり、どういう妥協と駆け引きによって形作られていったかを検証すること、これが汚物掃除法研究の今日的意義であるとして、決して古い事実の解明だけの意義ではないことを主張している。

特徴と評価

さて、溝入茂氏は1976年に東京都庁に入庁後、主として衛生畑を歩んでこられ、現在は環境局環境科学研究所の参事研究員（部長級）をされている。氏には単著だけに限っても既に下記の2冊の著書があり、このうち後者には「1995年度廃棄物学会著作賞」が授与されている。

溝入 茂 『ごみの百年史』学芸書林、1988.

同 『近代ごみ処理の風景』日本環境衛生センター、1995.

これらの著作は、今やごみ問題の歴史に関心を持つ人にとっては必読の書であり、学会ひいては社会に大きな貢献をしてきている。

ところで、本論文の主題に関わる汚物掃除法については、『ごみの百年史』で数ページにわたって言及されるにとどまっている。これは、この法律の重要度が低いという理由によるのでは全くない。申請者によると、汚物掃除と用水と下水は、都市の衛生上の基礎をなすものであり、明治33年に制定された汚物掃除法は日本のごみ処理の出発点であるばかりでなく、昭和29年に新たに清掃法が制定されるまではわが国の廃棄物行政の基本となってきたものである。これほどに重要な法であるというのに、

本法をめぐる研究は乏しかった。こうした状況を認識していた申請者は、既述の2冊の著作に続く研究テーマとして汚物掃除法を取り上げることを決心したのである。このように、本論文は汚物掃除法をめぐる最初の本格的な研究の成果であり、本論文の意義の一つはここにある。

そこで次に、本論文の特徴を把握し、その評価を試みてみよう。

まず、上で言及したように、汚物掃除法についての先行研究が非常に少ないことから、本法が作られるに至った当時の社会的な背景と行政を取り巻く環境、新法(汚物掃除法)制定の仕組みと過程、同じく新法の意義と役割等々の研究・執筆に際しては、既に発表された他の研究成果を参考にしたり、引用したりすることはほとんど出来ないうでいた。汚物掃除の分野ではそれを学術論文の対象にしてきた研究者は他にほとんどなく、そういう意味では申請者は開拓者的存在なのである。実際、申請者は一次資料を丹念に集めて本法の成立事情や条文解釈、あるいは本論文の現代的意義などについて極めて注目に値する指摘を行っている。

次いで本論文の内容面に目を向けると、いくつもの極めて注目すべき論点が見いだされる。第一に、汚物掃除法の成立の裏側に何があったのか、その実態が初めて明らかにされたことである。すなわち1900(明治33)年に日本で最初の廃棄物の法律である汚物掃除法が制定された。だが、それは決して順調な経過をたどったのではなく、中央衛生会に諮詢された後2年半もの間放置されていた。32年になってそれが再び諮詢され、国会から具申を得てようやく33年に法案が成立するという、異常な経過をたどっている。申請者によると、その裏側では汚物の取り扱いをめぐるような熾烈な対立があったからである。すなわち、明治前期においてはごみとし尿はともに価値ある資源であり、それゆえに業としての民間の収集システムが依然健在であった。しかし、コレラなど伝染病が深刻になるに伴い衛生処理の原則、すなわち自治体が責任をもってごみ・し尿の収集処理を行い、それによって得られる収入も自治体の収入とするという原則が台頭し、汚物掃除法の原案においてもそれを取り入れようとする動きが強まっていた。けれども、当時はまだし尿は貴重な資源であると同時に、都市の住民にとってはよい収入源になっていたため、し尿の収集処理における民間活動維持と売却益確保の原則と、上記の自治体によるごみ・し尿の処理の原則とが激しく対立することになったのである。汚物掃除法の成立が遅れたのは、中央衛生会がこうした2つの原則のせめぎ合いに対して適切な妥協をはかる努力をしたため、一定の時間を必要としたからに他ならない。そして、その妥協点として示されたのが、衛生原則を直截に実施することではなく、住民のために一定の売却利益を確保することであった。

本論文の第二の特徴は、その内容が100年以上も前の廃棄物問題に関するものであるというのに、そこには現代のごみ問題を考える上で参考にすべき点が少なくない

ことである。現代のごみ問題は、明治のそれに比べるとはるかに規模が大きく複雑になる一方、それをめぐって様々な原則論が唱えられている。しかし、特定の原則論をどこまでも貫き通そうとすると、新たな混乱と対立をもたらす恐れがある。それを回避するには、創造的妥協をはからなければならなくなるが、このことの重要性を、上に述べた汚物掃除法をめぐる2つの原則論が妥協した事実が訴えているのである。

上述した衛生処理の原則はコレラをはじめとした伝染病の予防対策のためであり、そのための手段として当時注目され始めていたのが、焼却処理である。これを反映して、汚物掃除法施行規則第5条において、市は収集後の「塵芥はなるべく之を焼却すべし」とされた。「なるべく」という条件付きながら、はじめてごみ焼却が市の事務として位置付けられたのである。そしてその後、昭和5年に汚物掃除法施行規則の改正によって第5条の「なるべく」が削除され、ごみ焼却は自治体の義務とされるにたったのである。けれども、昭和14年の統計によると全国のごみ焼却率はやっと50パーセントに達するにとどまっている。その要因となったのは、堆肥化によるごみ処理を選択する自治体が少なからずみられ、こうして焼却処理と焼却以外の処理の競合が続いていたからである。そこで現在の状況はというと、市町村が収集する可燃ごみの焼却率は90パーセントを超えており、こうした競合に決着がつけられたように見えるかもしれない。しかし、最近では生ごみのリサイクルについては堆肥化のみならず、飼料化、炭化、ひいては固形燃料化などの技術やシステムの開発が進む一方、それに対する市民・消費者団体、農業・漁業関係者、それに自治体などの関心が高まってきており、レストランなどから排出される事業系の生ごみについては、各排出事業者が20パーセント以上リサイクルすることを義務づける食品リサイクル法も制定されている。こうして、ごみ処理の方法をめぐる競合は現在も続いているが、重要なことは決着をつけることではなく、それらの間の良い意味での競争、あるいは適切な役割分担を築いていくことなのである。このことを、本論文は1世紀も前に見られた競合と妥協の実態を明らかにすることによって私たちに教えているのである。

本論文の第三の特徴は、ごみ問題についての申請者の基本的な考え方が法解釈に生き生きと反映されていることである。その顕著なケースは、本法の第1条と第3条の解釈によく表れている。というのは、第1条では住民（市内の土地所有者、使用者または占有者）は地域内の汚物を掃除し、清潔を保持する義務を負う、第2条では、市は別段の義務者がある場合を除いてはその区域内の汚物を掃除し清潔を保持する義務を負う。第3条では、市は義務者が収集した汚物を処分する義務を負う、ただし、命令によって別段の規定を設けることが出来る、と定められている。

これらの条文を解釈するに当たって、申請者は当時貴族院書記官で内務省参事官をしていた小原新三の著書『衛生行政法釈義』（明治37年）の考え方に従って、汚物掃除の「第一義務者」を住民とし、汚物の掃除と清潔の保持の第一義的責任を持つのは住民であること、行政は「第二義務者」であり、その責務は住民が行うことが出来

ないこと、あるいは住民が自分の義務を果たさないようなことに対策を実施することにあるとした。

このように、住民と事業者を「第一義務者」として重視するのに評者も共感を覚える。というのは、廃棄物処理の一時的な責任は、その発生者もしくは排出者である事業者と住民（消費者）にあり、自治体にあるわけではない。しかし、事業者も住民も自ら出来ることは限られているため、出来ない部分を自治体や民間業者に委ねているのである。しかし、それに要する費用は税金あるいは手数料という形で事業者や住民が負担しなければならず、廃棄物の発生者ないしは排出者としての種々の義務から解放されているわけではないのである。

なお、「第二義務者」とはいえ、汚物掃除法によって市の収集処理責任が法的に確定されたが、このことをもって、市は市の収集処理事業を直営で行うことを求められているとする説が散見される。しかし、申請者は、市がこうした責任を持つことになったからといって、市がそれを必ず直営で行うことまで義務づけられたわけではないとしているが、評者もそれと同意見である。

第四の特徴は、衛生行政における自治の重要性が説かれている点にある。申請者によると、わが国で近代的な行政制度としての衛生行政が始まったのは、明治5年に文部省に医務課が設置され、翌6年に医務局となり、7年に医事に関する最初の規則である医制が東京府に公布されたところである。発足当初の新体制に課せられた疫病対策の中心は天然痘に対するもので、次いでコレラであった。明治18年に流行したコレラは19年には年間患者総数が15万人を超える、最悪の事態に陥った。

ところで、こうした事態は、内務省衛生局が中心となって行っていた衛生自治を主軸とする衛生行政が後退し、伝染病対策は警察行政にその軸足を動かすことになった。衛生自治（自治衛生ともいう）とは、国家が衛生を強制するのではなく、地方当局と住民が協同しながら住民の健康状態、社会の衛生状態を確保する体制を確立することである。これに対し「衛生警察」とは、強制力を持った対策を実行すること、すなわち強い力を背景として患者の隔離、交通遮断等を行う警察行政をいう。明治19年に内閣制度が発足した際には府県の衛生委員は廃止され（町村のそれは18年に廃止）、衛生課の権限も縮小された。そしてこの縮小部分においては警察が前面に出てくることになったのである。

このような自治衛生と衛生警察の対立は、明治23年と24年の内務省訓令によって衛生自治を市町村事務とする方向で終止符が打たれるかにみえた。ところが、それによって自治体はどこも大きな負担を強いられることから、衛生行政は、東京府を除いてすべての市町村で警察の所管となった。

こうして、衛生自治は再び後退したが、ただし申請者によれば、政府はその2年後に発した警視庁と府県あての訓令において市街を清潔に保つ上での市町村の責任を明確にしている。そしてこのことが、数年後の廃棄物処理に於ける市の責任を明確に定めた汚物掃除法につながっていくのである。

このように、申請者は汚物掃除法の制定に関わる明治期の状況についていくつかの新事実を指摘し、申請者ならではの解釈を示しているが、中でも興味深いのは衛生自治と警察行政という対立概念であろう。これを論述した箇所（20ページ以下）は内務省の歴史書（例えば大霞会の『内務省史』）に新たな1ページを加えるものであろう）。いずれにしても、衛生自治をめぐる関係者の努力と長與専齋の存在は、明治医療行政史を越えて今日においても興味深いものがある。

以上に加えて下記の点も本論文の業績として注目される。

まず表3に新潟市街人尿尿産額が掲載されているが、これは明治中期において「屎」と「尿」が分離して集められ売られていた事実を示すものであること、また同時に属性（農家、市民、軍人、西洋人等）ごとに肥効成分の分析が行われていたという指摘は、極めて興味深い。というのは、こうした事実は、今日の欧州諸国におけるし尿分離収集技術の開発あるいはそれに影響を受けた日本における技術開発の原点を示すものであり、技術者はこのような歴史を学ぶべきだろう。

また、「下水法案から下水道法への過程……の途中で排除された概念が塵芥汚物掃除法に取り込まれることとなった（79ページ）」という指摘は極めて興味深いものがある。明治30年代において大都市中心だけでなく国全体で下水整備することになっていたとすると、下水は排除（掃除）するだけでなく処理する機能が前面に出てくることから、下水道整備の一環として、今日の雑排水未処理の問題も解決されていたかもしれないのである。いわゆる合併処理浄化槽も、小規模下水道の枠組みで扱われていたかもしれないと考えると、非常に示唆に富む指摘であるといえよう。

ところで、本論文の問題点ないしは残された課題としては下記の点を指摘することができる。

まず、中央衛生機関を設けるに当たってその組織モデルを欧州大陸（ドイツ、フランス）とイギリスのどちらにするかの議論が詳しく紹介されている。申請者によると、イギリスが選ばれたのは、英国式スタイルが警察行政よりも衛生自治に重点を置いていたからであるが、その際イギリスの公衆衛生法（1848年）が救貧法とセットで施行されたことに言及している。この指摘は有意義であることから、公衆衛生法と救貧法の関連についてもう少し詳しい説明が欲しかった。

また、図9に関して、「42年頃からごみ収集体制が金額面でも監視指導の面からも強化され、その結果、人口が減少したにもかかわらずごみ収集量は減少せず、見かけ上1人あたりのごみ量も大きく上昇したのである。その後、人口の回復とともに一人あたりのごみ量も通常の値に戻っていった。（39ページ）」とあるが、この指摘は、人口は減ったがごみ収集効率が上がり一人あたりのごみ収集量が大きくなったこと、そして人口が回復するとともに元通りになった状況を述べているが、この状態になるには、人口増加とともに再度収集効率が低下しなければならないのではなかろうか。いずれにせよ、この辺りの事情がさらに明らかになれば、ごみの増減状況についてより明確に理解できるのではないだろうか。

以上、申請者の汚物掃除法をめぐる研究にはいくつかの重要な課題が残されているが、本論文は本学の学位（博士、政治学）を授与するに値するものと認められる。

2005年12月

主査	早稲田大学教授 寄本勝美 京都大学博士（法学）
副査	早稲田大学教授 堀 真清
副査	東京大学教授 山本和夫 東京大学博士（工学）